

# ASIAN WOMEN'S FUND NEWS

2003.3.20

No.21

URL <http://www.awf.or.jp/> e-mail [dignity@awf.or.jp](mailto:dignity@awf.or.jp)

## 事務局長報告

## 償い事業で語り継がなければならぬこと



昨年10月の「基金ニュースNo.20」でみなさまにお伝えしましたように、フィリピン、韓国、台湾での償い事業は、昨年9月に終了しました。

事業終了以来、全国6ヶ所で償い事業の報告会を開催し、拠金者や地域のみなさまと直接懇談させていただき、募金へのお礼を申し上げました。また、全国紙、地方紙の紙面広告を通して事業終了及び業務の報告や、国民のみなさまから寄せられた「償い金」の収支の報告などをいたしました。

アジア女性基金設立以来、この8年間にわたり、呼びかけ人、理事、運営委員会委員をはじめ関係されたみなさまには、基金の事業実施のために、ボランティアとして東奔西走していただきました。それは、元「慰安婦」とされた方が高齢であり、償い事業を一日も早くお届けすることがどうしても必要だと考えたからです。

その呼びかけに応え、全国各地の方々から募金と一緒に多くのメッセージが寄せられました。それは、国内で戦争を体験し

た方、軍人として参戦した方、戦争を知らない若い方にまで広がり、基金の活動を通して初めて「慰安婦」問題を知り、戦争の意味をあらためて考えたという学生もいました。

私は、各地で行われた報告会において、「政府と国民が協力し合って仕事をしているアジア女性基金の事業は、世界でも他に例のない特色あるものである。総理大臣のお詫びの手紙、国民のみなさまからの真心のこもった『償い金』、政府資金による医療・福祉支援事業をお届けすることによって、二度とこのようなことは起こさせないという決意を被害者に約束する、そういう意味を持つ事業であった。」と述べました。

今回の「基金ニュースNo.21」では、特集として、衛藤理事、宮崎理事、横田運営審議会委員長、林運営委員に、それぞれの立場からアジア女性基金の事業につき語っていただきましたが、基金のこの償い事業の意味については、これからも国内外に向けて伝えていきたいと考えております。

## 特 集

# 21世紀日本の風格ある国づくりのために



理事 衛藤藩吉(東京大学名誉教授)

7、8年前、「慰安婦」問題が盛んに議論され始めたころ、私は、この問題の解決方法として、現実に、歳をとて孤独窮乏の中で暮らしているハルモニたちがいるのなら、そして申し訳なかったと思う日本人が何らかの償いをしたいと願うなら、民間で拠金したらいだろうという趣旨のことを新聞に書いた。つまり、国際法上従来の先例からいえば、それぞれの国に対して政府間の戦後処理は終わっている。しかし、道義論は別だ。元「慰安婦」の方々に相済まないと考える日本人は、遠慮なく民間で拠金をして、老い先短かいハルモニたちに急いで償いの一端を努めるべき道義論は成り立つと考えたのである。これより前、日本の軍人・軍属として働いた台湾の方々について私は、なぜ国籍がなくなったからといって補償しないのか、手厚く遇すべきだという意見を日本政府に向かって主張していた。それが少額ながら実現したときは嬉しかった。「慰安婦」問題が起こって間もなく、谷野作太郎内閣外政審議室長から、国民と政府が協力して償い事業をやるというアジア女性基金の呼びかけ人をお願いしたいとの話があった。私は喜んで引き受けた。初代の理事長は原文兵衛さん。はじめて責任感が強かった、原さんは、国民のお金を預かる以上一所懸命やろうとおっしゃった。原さんのもとならと理事も引き受けることになった。

アジア女性基金の理事会は、国家補償を唱える立場の人、あくまで条約に忠実であるべきだという人などがいっしょに協力して仕事をしている。「償い金」をどの額に定めるか、医療・福祉支援をどうするか、その上実施国の被害者、支援者との折衝と仕事は多かった。そのために私を含め、たくさんの役員が何回となく関係国へ出かけなければならなかつた。

私は、台湾の担当理事だったが、台湾では、婦援会(台北市婦女救援福利事業基金会)が反対するなかでの事業となつた。賴浩敏弁護士に相談したら、「お手伝いしますよ」とこころよく言ってくれた。彼の身を挺しての活動はすばらしかつた。賴弁護士にはほんとうに感謝している。

国民的な償いを実現するという基金の事業は、多難な道を辿りつつも、それなりの成果をあげて、昨年終わつた。併せて今日の女性たちへの暴力の問題にも取り組んでいるアジア女性基金の貴重な経験と実績を、このまま眠らせてしまうのは惜しい。サア終わつた、ホイ基金は解散だ、と事業を終了してしまうのではなく、組織を新たにして、21世紀の日本の風格ある国づくりのために役立ててほしいと日本政府に切にお願いしたい。

# 「青春を返してください」とのハルモニに返す言葉がなかった

理事 宮崎勇（元経済企画庁長官）

私は、95年8月村山改造内閣で経済企画庁長官として入閣しました。村山内閣は、戦後最もこの問題に熱心に取り組んだ内閣です。村山首相は募金活動をやるときにも、非常に細かいことかもしれません。「それじゃ、みんなこの場で募金しようじゃないか」ということを言われて、閣僚がみんな募金に応じました。

私は理事就任前、NGOの会議で、韓国のハルモニにお会いする機会がありました。ハルモニたちは、自分たちが「慰安婦」として強制的に連れていかれたときのことを話してくれました。17歳のときのことだそうです。「金はいりません」「私の青春を返してください」と強い調子で訴えられました。そのようなお話しに返す言葉が見つかりませんでした。

私は戦争中、学徒動員で兵隊にいった経験をもっていますが、「慰安婦」として多くの方々が犠牲になられたことをハルモニの話を聞き、あらためて事実として受けとめました。

アジア女性基金の理事を受けたのは、そのようなハルモニの話を聞いた直後です。原理事長からの電話に断ることができませんでした。理事としては、内閣の担当審議官と一緒に経済界に募金のお願いにもいきましたが、反応は良いものばかりではありませんでした。

アジア女性基金に参加している方々は、国民として犠牲者の方にお詫びをし、償いをしなければいけないということでは同じ考えです。が、それをどういうふうに表わすか、具体化していくかについては、いろいろな意見がありました。そこが本当に難しいところでした。だから、おそらくもっと激しい意見の方から見れば、私は現実に妥協しすぎるということかもしれません。会議の開催についても、そんな頻繁にやったら、事務局は本来の仕事に差し支えることがあるのではないかと心配したこともありました。

アジア女性基金の事業に関わり思うことは、このアジア女性基金の貴重な経験を今後国や関係者がどう生かしていくかということです。



# 償い事業は、 ロラたちの生活・福祉に役立っています



運営審議会委員 林陽子(弁護士)

93年、河野内閣官房長官談話によって日本政府の反省とお詫びが表明されたその日、私は、マニラのロラ(フィリピンの被害者のおばあさん)たちの集会に参加していました。暑い日でしたが、ラジオで聞いたその政府の公式発表は、すごく印象に残る出来事でした。

私は弁護士になったときから、女性の人権問題に関心があって、女性に対する暴力などに支援するシェルターなどの顧問弁護士をボランティアでやっていました。

アジア女性基金ができるとき、ぜひ実際に直接被害者に会ったことがある弁護士に運営審議会に入ってほしいとの要請があり、国家補償を求めるだけでは被害者の救

済はなかなか進まないと考えていたので、引き受けることにしました。当然ながらそのような私の対応には被害者の支援団体から批判が出ました。しかし、振り返ってみると、基金の成果は十分ではありませんが、やはり必要な事業だったと思います。

あるロラの家を訪ねたときのことです。「マニラはすごく暑いので、肉や魚を貢ってきてもすぐに腐ってしまい、今まで新鮮で栄養があるものをなかなか食べられませんでしたが、基金事業のおかげで冷蔵庫を買うことができ、母もだいぶ体が丈夫になりました」と娘さんから聞いたとき、すごく嬉しく思いました。償い事業は、ロラの生活や福祉に役立っていたのです。

フィリピンの事業で思うのは、支援団体は、被害者の人たちの気持ちを尊重して、受け取りたいという人のことを決して妨害しない。むしろそれをサポートしてくれたということです。また「私は受け取りません」という被害者も、受け取っている人を批判をしたりすることはなく「どうぞ受け取ってください。私はあくまでも国家補償だけを求めて裁判を続けます」と同じ集会にてて言っています。

支援者が被害者の視点を一番尊重したことが、他国との相違をつくったのであり、「フィリピンは貧しいから」受け取った人が多いという言い方に私は怒りを覚えます。

償い事業が終えた今、政府は、国費を投じて償い事業をやったわけですから、その検証をするということを是非やってほしいと思います。



横田洋三

アジア女性基金運営審議会委員長、中央大学教授、国連大学学長特別顧問、国連人権促進保護小委員会委員。国際法、国際機構を専門とする。コロンビア大学客員教授、国際基督教大学教授、東京大学教授を経て現職。おもな著書に「20世紀と国際機構」「国際社会と法」「国際機構の法構造」

人権専門家が前向きに評価しています

このような活動は、  
『慰安婦』問題解決に向けて  
一歩前進であると、国連の

## 横田洋三 中央大学教授に聞く

### —国際法からみた「慰安婦」問題と アジア女性基金

横田洋三さんは、国際人権法や国際法を教えながら、長い間、国連人権小委員会で政治的に抑圧された人々の人権や子どもたちの人身売買や強制労働、女性と司法の問題など多くの人権問題に取り組まれています。今回、国際法からみた「慰安婦」問題とアジア女性基金の事業についてお伺いしました。

—横田さんは、国連という場の最前線で人権問題に携わっておられますね。

**横田** 私は1988年から国連の人権促進保護小委員会(人権小委員会)の代理委員として、委員である波多野里望先生と一緒に仕事をしてまいりました。3年前からは委員として仕事をしています。この人権小委員会で「慰安婦」問題が1992年に幾つかのNGOから提起されました。小委員会の委員の何人かはこの「慰安婦」問題に強い関心を持ち発言しました。私は、帰国すると、この会議での意見やNGOの反応について、このままの議論が国連の場で継続されることは好ましくない、日本こそ率先してこういう問題について積極的に過去の非を認めて対応する必要がある、そしてさらに現在起こっている戦時における女性に対する暴力についても積極的に取り組むべきである、と外務省を通じて政府に強く訴えました。

**直接の被害者は個人だが、  
国際法上は「個人の属する国家に対して危害を加えた」  
ことになる**

—政府をはじめ日本での反応はいかがでしたか。

**横田** 日本政府は、1993年8月に、宮澤内閣の河野官房長官が談話でこの問題に対する日本軍の関与を認めて、元「慰安婦」の方々に対して心からのお詫びを表明しました。その後、国内外で活発な議論がなされ、1995年7月に村山政権のもとで、国民的な償い事業を行うためにアジア女性基金が設立されました。

—アジア女性基金の設立をどうみましたか。

**横田** いろいろな意見が錯綜する中で、とにかく被害者の方がいるわけで、この人たちもうかなり年を取っている。健康

上の問題を抱えている方が多い。そうでなくとも家族がなかつたり、精神的に非常に苦しい生活を強いられている方もいた。とにかく被害者の方に早く何かをしよう、意見の違いはあっても、被害者のために何かしようという気持ちが一致した人たちが動きだしました。

—横田さんの専門の国際法からみたこの「慰安婦」問題についてお伺いします。戦争中の被害に対する請求権の問題は、1951年のサンフランシスコ平和条約の請求権放棄の規定によって解決をしている。韓国のように平和条約を結んでいない国については別途、1965年に日韓基本条約およびそれに基づく請求権に関する協定がありまして、こういうものによってすでに請求権問題は解決しているというのが日本政府の立場ですね。

横田 日本国政府の立場はその通りです。

私は慰安所をつくり、そしてそれを運営した日本政府と日本軍は、国際法違反行為を行ったと思います。いろいろな国際法の規則がありますが、とりわけ重要なのはやはり「奴隸禁止に関する慣習法」、条約もありますけれども、慣習法で確立しております。それから「強制労働禁止の条約」、これは日本が1930年に加入しております。それから戦時において国家は軍事目標に対して攻撃することは許されますが、一般市民に対して危害を加えたり、一般市民の財産を没収したりすることは禁止されています。例えばフィリピン、インドネシアというようなところで行った「慰安婦」に対する暴力行為、これは明らかに一般市民に対する攻撃とみなされるケースが非常に多いわけです。これもまた私は日本の国際法上の違法行為であったと判断しております。

—日本が違法行為を行ったということは、だれに対して違法行為を行ったということになるのですか。

横田 当時の国際法は国家間の関係を規律する法という性格が非常に強くて、日本が違法行為を行って、例えば元「慰安婦」の方に重大な危害を加えた場合、直接の被害者は個人ですが、それが国際法上は「個人の属する国家に対して危害を加えた」という説明になるのです。危害の根拠は個人が受けた損害なのですが、直接的には国家が被害を受けたということです。それが戦争が終わった時の講和会議での一番大きな議題の一つでした。この請求権の問題はお互いに放棄してしまおう。そのほうが議論が複雑にならないで済むということで、一括解決条項をつくったわけです。これが「請求権放棄の条項」です。この条項では国家は相互に戦争中に

持っていた請求権、それから国民が持っていた請求権を放棄するというふうに規定したわけです。

### 日本の裁判所は個人が少なくとも請求をする根拠を持つていることは認めている

—そうすると、国民が持っていた請求権を放棄するという規定が何を意味するかというところが問題になりますね。

横田 そのとおりです。しかし、日本政府はその点を明確にしていません。多くの人は国民の権利がもうなくなってしまったと見ます。だから「慰安婦」の人たちも、こういう条項がある国の国民である場合には国が権利を放棄しているから、請求権を持っていないと解します。こういう議論になるわけですが、実は話はそれほど単純ではなくて、そもそも平和条約を結ぶのは国家ですから、その国家が個人の権利を放棄できるということは理論上おかしいのです。そこで実は個人の請求権は失われていないけれども、ただ、国際法上、個人が国家を経由せずに直接相手国、日本なら日本に対して請求権を持つのは第二次大戦までの国際法では認められていなかったのです。したがって、認められていなかった以上、そういう個人が請求する裁判所ももちろんなかったわけです。そういう状況の中で、この「慰安婦」問題というのが1990年代になって持ち上がってきたました。

—国家が個人の請求権は放棄できないが、平和条約では請求権問題は解決しているということになりますね。

横田 個人は請求権がある。けれども、それは国際法上請求できるものではなくて、国内で裁判を起こす権利を持っているということです。この結果として、実際に何人かの被害者の方は日本の裁判所に裁判を起こしていて、しかも、裁判所は少なくとも請求をする根拠を持っているところまでは認めております。ですからその意味では被害者の方の権利が少なくとも国内裁判所においてはまだ有効と認められているということなのです。請求する権利が国内法上は認められた。この種の訴訟はアメリカの裁判所でも提起されておりまして、アメリカでも請求する権利そのものは否定されていません。

—しかし、国内裁判所で審理されていますが、見通しはあるのですか。

横田 民事上の請求権には10年の時効があります。もう何十年も前の出来事についての請求権を今、持ち出しても、これは裁判所で認められません。それから平和条約で放棄さ

れているという規定がありますが、この平和条約の放棄規定がその国内でどこまで認められるか、認められないかということも議論の対象になります。それからそのほかにも、個人が当時の日本軍の行為によってこれだけの被害を受けたということをきちっと実証するための証拠と法的な根拠を示す必要があります。裁判所ではそういうことを要求されますが、それは何十年もたっていますとたいへん難しい。こういうことがあって、実は裁判のほうは継続しているものがまだたくさんあります。幾つかのものは判決が出ましたが、時効その他でもって敗訴している例がほとんどです。

被害者の方も控訴していますが、彼女たちの権利が認められるという明るい見通しがないのが状況だと思います。

私が「アジア女性基金」に不十分ながらも被害者に対して一定の役割を果たしうるということで賛同して、過去8年間関わってきたのは、こういう国際法、国内法の状況に対

する認識があって、法的な答えは不可能ではないが、その道を追求することは非常に難しいし時間がかかると考えたからです。

### 素晴らしいと思ったのは、どんなに批判され、拒絶されても、相手と対話しようとしたこと

—アジア女性基金は国際的にどう評価されていますか。

**横田** アジア女性基金は日本政府のイニシアチブで設立されました。事業の大きな特色は、このような過去の日本の責任について、政府が道義的な責任を認め、幅広い国民参加により元「慰安婦」の方々への償い事業を進めてきたことです。あわせて、歴史の教訓とする事業として、「慰安婦」関係資料の収集や事実の究明などの事業を行ってきました。さらに、アジ

ア女性基金は、これらの償い事業とともに、過去のあやまちを繰り返さないために女性に対する暴力など今日的な女性の名誉と尊厳にかかる問題の啓発・予防・対応・解決に向けた活動を行っています。このような活動は、「慰安婦」問題解決に向けての一歩前進であると、マリー・ロビンソン前国連人権高等弁務官はじめ多くの国連の人権専門家が前向きに評価しています。

—アジア女性基金に対して、日本政府はどのような支援をしていますか。

**横田** 政府は、アジア女性基金の事業や運営に全面的に協力しています。特に関係各國政府の協力を得るための交渉や募金の働きかけなど、日本政府の支援はたいへん重要でした。また、償い事業の一環としての医療・福祉支援事業は、国の予算によって行われました。お詫びの手紙も総理大臣の名で出されました。



▲国際ワークショップ(2003年2月、神奈川県箱根)

—事業を進めるにあたり厳しい反応もありましたが。

**横田** 相手のことを理解するという対話の方法をやはり私たちは摸索していくしかないといけないと思います。これまで基金がやってきたことで、私が非常に素晴らしいと思ったことは、どんなに批判されても、どんなに拒絶されても、自分たちは何とか相手と対話をしようと努力したということです。何よりもうれしいのは、これらの償い事業を受け取られた被害者からは「このような総理大臣のお詫びやお金がでるとは思いませんでした。日本のみなさんの気持ちであることもよくわかりました」と多くの声が寄せられていることです。

—本日はありがとうございました。（聞き手：叶俊寛渉外部長）

※この記事は「キャビネット」(3月15日号)に掲載されたものを転載しました。

### 元「慰安婦」の方々への償い事業 フィリピン、韓国、台湾で285人、オランダで79人に実施

1995年、アジア女性基金は、日本政府の決定を得て、国民的な償い事業として、国民の募金を原資とする「償い金」と政府拠出金を原資とする医療・福祉支援を、内閣総理大臣のお詫びの手紙とともに、元「慰安婦」お一人ひとりにお届けすることを定め、日本国民に対して募金活動を呼びかけました。募金は5億6500万円に達し、これは全額フィリピン、韓国、台湾の元「慰安婦」の方々のもとにお届けしました。事業期間は、高齢になられた被害者に対し、一刻も早く事業を実施したいとの強い思いから、申請期間を5年間と定め、2001年8月にはフィリピン、2002年5月には韓国、台湾での申請の受付を終了し、2002年9月、これらの国・地域における償い事業を終えました。オランダでの事業は2001年7月に終了しております。

## 国際ワークショップ

# 「慰安婦」問題とアジア女性基金の償い事業

基金は重要な一步を踏み出した。

ほかにもやりかたがあったのかもしれない。

全てが満足いくものだったとはいえないが、大きな意味があった。

ワークショップの発言より

2003年2月7日から9日まで箱根において「『慰安婦』問題とアジア女性基金の償い事業」をテーマにワークショップを開催しました。参加者はさまざまな立場、意見をもった方々で、「慰安婦」問題とはなにか、基金が成し遂げられたもの、成し遂げられなかつたもの、行うべきだったこと、行っていくべきことなど、いろいろな角度から「慰安婦」問題と基金の「償い事業」について議論、検証を行いました。

「基金は広報が下手である。募金者がどのような気持ちで基金に募金をし、それを被害者がどのような気持ちで受け取つたのかもっと知らせるべきであったし、これからでも知らせるべきである。」「さまざまな批判がある中、究極の選択をし、基金を受け取つた被害者もいる。被害者の心の平安のために、正当性のために、もっと基金の活動を説明していくべきである。」「基金が将来、(過去の『慰安婦』問題とつながっている)女性に対する暴力の問題に取り組んでいくのであれば、広いネットワークをもつアジアの女性たちと和解し、協力していくべきである。」など、これから基金が行っていくべき課題も提案されました。この結果は今後、報告書として出版される予定です。



## 参加者

リー・ウォン・ウォン(韓国・関東大学)、

ハリマ・ワルザジ(モロッコ・国連人権保護促進小委員会委員)、

サラ・ソウ(アメリカ・サン・フランシスコ州立大学)、

クリフォード・チャニン(アメリカ・レガシープロジェクト)、

上野千鶴子(東京大学)、田中明彦(東京大学)、

田中利幸(広島平和研究所)、橋爪大三郎(東京工業大学)、

有馬真喜子(理事)、大沼保昭(理事)、和田春樹(理事)、

横田洋三(運審委員長)、伊勢桃代(専務理事・事務局長)、

## 事業報告会

## 償い事業終了に関連しての事業報告会

96年以来、国民のみなさまのご支援とご協力によって実施してきた、フィリピン、韓国、台湾における償い事業は、2002年9月をもって終了しました。アジア女性基金では、これらの事業が終了した直後から、各地で報告会を行い募金へのお礼と各国での償い事業の報告をしました。

報告会では、フィリピン、韓国、台湾、オランダ事業における担当理事や運営審議会委員からの報告を受け、参加された拠金者の方々と意見交換を行いました。

報告者から、「総理の手紙や拠金者の方々のメッセージを受けとった元「慰安婦」の方が、『自分が生きている間に日本の総理や国民のみなさんから送られてくるとは想えていなかった。あなたの責任でないのによくこんなところまで来てくれてありがとうございます』と言いつつ泣き崩れられ、二人で抱き合って泣いた」という報告を聞いて、拠金者の方々からは、「被害者の気持ちがこれで少しでも癒されたのならほんとうによかった。私たちの気持ちも率直に受けさせていただけたのですね」との発言がありました。各地での報告会については、ホームページに掲載予定です。



▲東京



▲山形市

日 時	開催地	協力団体	参加理事・委員(敬称略)
10月9日(水)／13:30～15:00	高槻市	高槻むくげの会	村山富市／伊勢桃代
10月9日(水)／18:00～20:30	大阪市	大阪平和人権センター	村山富市／有馬真喜子／和田春樹
10月23日(水)／17:30～19:00	山形市	(後援) 山形新聞・山形放送、連合山形	大沼保昭／下村満子／伊勢桃代 (司会:寒河江浩二 山形新聞論説委員長)
10月28日(月)／18:00～20:30	大分市	大分県平和運動センター、社民党大分県連、部落解放同盟大分県連合	石原信雄／和田春樹／伊勢桃代 (司会:河野泰博 平和運動センター事務局長)
11月29日(金)／18:00～20:30	東京都		村山富市／有馬真喜子／大沼保昭／金平輝子／山口達男／伊勢桃代／高崎宗司／橋本ヒロ子
12月5日(木)／14:30～17:00	鳥取市	自治労鳥取県本部	村山富市／有馬真喜子／和田春樹／中嶋滋

## 国際会議

# 第2回国際専門家会議「紛争と女性」開催

国際専門家会議「紛争と女性」(2002年12月1-3日、後援:外務省)に、紛争地で直接、人道支援に携わる専門家が国内外より参加し、紛争が女性に与える影響、人道支援の成果と限界、効果的な人道支援のための改善策について、3日間にわたって話し合いました。

12月2日に開催された公開フォーラム「紛争と女性」より、一部をご紹介します。

「紛争で女性に対する最も大きな影響として出てくるのは、女性が世帯主にならざるを得ないということです。夫やパートナーが死んだかどうかわからぬために、再婚することもできない、年金をもらうこともできない、財産をもらうこともできない」というていへん過酷な状況における例が数多く報告されています。しかしそういった中で、女性たちは自らを教育し、実は自分が非常に大きな力をもっていることを発見していくわけです。ですから、それらの秘めた力を引き出すための支援が必要です。

支援プログラムの計画、実施、評価の作業に女性が関わることにより、女性が本当に必要としている支援が得られます。戦争が女性に与える影響は、男性に対する影響とは切っても切れない関係にあるため、ジェンダーの視点、女性のニーズと男性のニーズは常に合わせて考えていく視点がたいへん重要になっていくわけです。」  
【シャーロット・リンゼイ、国際赤十字「女性と戦争」プロジェクト代表】

「旧ユーゴスラビアで起きたレイプの件数を把握することは極めてむずかしいことですが、ある医学的な調査によれば、100件のレイプのうち妊娠にいたるのは0.6であるという数字がでています。ということは、旧ユーゴスラビアの一部の地域では119件の妊娠があったと調査結果がでており、これは実際に12,000件ものレイプを反映するものであるということになります。さらに、レイプは1回ではなく何回にもわたって繰り返されるということからこの数字を考えると実際に行われたレイプは、非常に大きな数字になることがわかります。

多くのジャーナリズムがレイプの実態を報道し、多くの人がそれを知るにいたったわけですが、その一方で被害を受けた女性は何回も同じ話を繰り返しさせられました。そのうえ、まったく心理的な支援はないという状況におかれました。レイプ被害については、地域社会での心理的、社会的支援を行っていく必要があります。」  
【ペラン・モロイ、産婦人科医(トルコ)】

参加団体:国際赤十字、国境なき医師団、HABITAT、ILO、JEN、AMDA、WFP、UNDP、JICA、UNICEF、UNHCR、UNIFEMなど



## 国際会議

# 第3回国際専門家会議「女性と司法」開催

2000年度より開催している国際専門家会議「女性と司法」(2003年1月12日から14日)。今年度は「拘置所、刑務所等の拘禁施設における女性の処遇」をテーマに開催しました。今回は第1回目から参加しているマレーシア代表が所属する Women's Center for Change (WCC)と共にマレーシア・ペナンで行いました。

参加国はアジア・太平洋地域、アメリカ、アフリカに及び、活発な議論が行われました。拘禁施設はその内情があまり外には現れません。その閉ざされた環境の中で、また被疑者、容疑者という弱い立場に置かれた女性たちがどのような差別、暴力を受けているのか、そしてその防止のために何ができるのかを論議し、以下のような内容を含めた「ペナン宣言」を採択して会議を終えました。

- 拘禁施設は、人間の尊厳を守る観点から、その下に置かれている女性たちの健康状態を守り、栄養を与え、保健施設や軽い運動ができる場所、また宗教を信仰できる場所を与えるべきである。
- 拘禁施設の下にある女性たちは、性的暴力を含むいかなる暴力からも守られねばならない。
- 拘禁施設の下にある女性たちが出産したとき、あるいは子どもがいる時には、拘置されている間、子どもとの面会の機会をもうけたり、その子どもたちが適切な施設で育てられるようにするべきである。
- 拘禁中の女性に対する暴力に対して女性の被害に対する補償がされるような仕組みが必要である。
- 拘禁施設の下にある女性たちに対し人権侵害が行われた場合、その行為を行ったものは訴追されなくてはならない。
- メディアやその他の第三者機関が拘置中の女性に対する人権侵害について調査し、その実態を明るみに出していくけるような環境を作るべきである。

この会議の報告書は日英にて刊行される予定です。また国連人権小委員会の小委員会や作業部会の中でも参考資料として議論されることとなっています。



## 公開セミナー

# 暴力を容認しない社会をめざして

アジア女性基金では、これまで、「女性に対する暴力」の啓発事業として、全国各地の自治体と共に公開セミナーを開催してきました。

今年度は、家庭内で起きている暴力や虐待について打ち明けられる社会、暴力を容認しない社会についていく必要性を訴えました。共催した自治体からは、周囲の人々がどのような対応をとつたらよいか考えたり、地域や自治体のネットワークづくりのきっかけになったという感想が寄せられました。

多くの人が暴力の問題についての知識をもち、日常的に話をするようになれば、被害者も声をあげやすくなります。また、被害者の声が無視されたり、信じてもらえないといった二次的被害も少なくなります。暴力や虐待が隠れた形で繰り返されることのないように、まわりの人が被害者の話に耳を傾け、受身の加害者（暴力が生じていることを目撃しているながら、何もしない人々）にならないことが必要です。



▲2002年10月17日 北海道北見市

## 「みぬふり」せずに問題を直視して。

講師：与那覇・てい子・トウシー  
米国ニュージャージー州精神保健センター  
ケースマネージャー・性犯罪被害者対象セラピスト



「みぬふり」というのは、典型的な精神作用による防衛です。ドメスティック・バイオレンス、子どもへの虐待、レイプ、とくに、近親姦などの場合、本人も周囲の人たちも、問題を認めると苦痛を体験せざるを得ないので、「みぬふり」をします。しかし、気づいた人が問題を直視しなければ、ますます状態が悪化していくってとんでもない結果になってしまこともあります。日本の社会ではとくに、問題を隠そうとする傾向が強いように感じます。

私が、児童・青少年の臨床ケースマネージャーとして体験した米国での例を挙げると、家族や学校側が子どもの問題行動に対してオープンに認識しようと努めるケースが多い。前向きに問題を解決していくこうとするし、オープンに話し合いができるので、みんなで試行錯誤しながらケアを考えていけます。また、当事者も周囲の人たちも、率直に援助やサポートを得ようとしているし、子どもたちにも、暴力というものについて理解させ、過去に暴力があった場合でも、それを必ず大人や身近な人に打ち明ける必要性、義務的観念を年齢に応じて説明しています。

米国では、被害者の家族だけが積極的に行動するのではなく、地域社会が許さないということも特徴でしょう。つまり、身体的虐待、性的虐待はきちんと通報する義務があるという法的観念が浸透しているということです。暴力や虐待をなくしていくためには、一人ひとりが自主的に活動し、互いに啓発しようとする意識をもつことが不可欠です。

## 研修会

# 海外講師を招聘しての DV援助者のためのワークショップ。

今年度はマレーシアとアメリカから講師を迎えて、2シリーズの研修を行いました。

マレーシアから来日したふたりの講師、ショバ・アイヤールさんとブレマ・デバラジェさんは、「DV家庭に育つ子どもへの対応」をテーマに研修を行いました。子どもが実際に暴力を受けていなくても、暴力を見聞きすることによって精神的に深い影響をこうむること、その具体的な症状、子どもが発信するサインをいかに読み取るかなどについて学びました。大人と違って子どもは社会的に無力で、問題解決のために自ら動くことがたいへんむずかしい。子どもが暴力の事実を秘密として抱えこまないで、誰か信頼できる人に打ち明けられること。これが援助の第一歩であると、ふたりの講師は強調していました。



▲ロールプレイをする参加者

アメリカはボストンから来日した講師エレイン・アルパートさんは、「医療現場におけるDV被害の早期発見と対応」をテーマに研修を行いました。地域の病院や救急治療室はDV被害が発見される可能性の高い場所でありながら、現実には、医療関係者の認識や技術の不足から見過ごされてしまうことがあります。アルパートさんは、この研修の参加者全員がActivist(活動家)となって、医療関係者の意識改革を進めていきましょう!とエールを送り、自らも医師でありながら、「医者というのは教えてもらうのがあまり好きじゃない人種だから、たいへんな仕事ね」と言って、参加者を笑わせていました。

★アルパートさんが研修に使用した教材は、基金ホームページに掲載予定です。



▲エレイン・アルパートさん



▲ブレマ・デバラジェさん



## 公開セミナー

日 時	内 容	開催地	共催・後援	講演者・パネリスト
8月23日	「ドメスティック・バイオレンスの心理を理解し、その支援に挑む～支援者が乗り越えなくてはならない心の壁～」	徳島県	共催:徳島県川島福祉事務所 後援:内閣府・外務省	長谷川博一(東海女子大学助教授・臨床心理士・大学付属心理教育相談室長)
10月17日	「虐待・暴力の及ぼす影響～女性と子どもの心のケアに携わって～」	北見市	共催:北海道北見児童相談所 後援:内閣府・外務省	与那霸・てい子・トウシー(米国ニュージャージー州精神保健センターケースマネージャー・性犯罪被害者対象セラピスト)
11月11日	「ドメスティック・バイオレンス～家庭内における女性と子どもへの影響～」	新居浜市	共催:愛媛県新居浜市男女共同参画課・新居浜市女性連合協議会 後援:内閣府・外務省	講演:友田尋子(大阪市立大学看護短期大学部助教授) パネリスト:奥藤久男(新居浜警察署生活安全課長) 川畠真理子(よなか男女共同参画推進センター相談担当主任) ショバ・アイヤール(マレーシアWAOソーシャルワーカー) ブリマ・デバラジエ(マレーシアWCCコンサルタント・トレーナー)
11月26日	「家庭内で暴力はなぜ起きるのか～ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待の心理～」	日立市	共催:日立市らぼーる協会 後援:内閣府・外務省	講演:徳永雅子(徳永家族問題相談室長) パネリスト:徳永雅子、 村長靖(いばらぎ子どもの虐待防止ネットワーク「あい」運営委員) マリー・フレデリクセン・奥井(英会話講師) コーディネーター:三富和代(ジャーナリスト)
12月6日	「家庭内で暴力はなぜ起きるのか～ドメスティック・バイオレンスと子ども虐待の心理～」	和歌山市	共催:和歌山市、和歌山市女性会議連絡会 後援:内閣府・外務省	講演:西澤哲(大阪大学人間学部助教授) パネリスト:西澤哲、 内藤和美(群馬パース看護短期大学教授)、 北克巳(和歌山市男女共生推進室職員) コーディネーター:片岡玉恵(ウィメンズネット和歌山代表)



## 研修会

日 時	内 容	開催地	共催・後援	講演者・パネリスト
9月10日	「相談援助技術を高めるために」	岐阜市	中部ブロック相談員協議会	田村毅(東京学芸大学助教授・北の丸クリニック)
10月15・16日	「相談援助技術を高めるために」	熊本県	熊本県球磨地域振興局 保健福祉環境部福祉課	遠藤みち恵(スクールカウンセラー、臨床心理士、家族相談士、フェミニストカウンセリング”なかま”)
10月18日	「相談援助技術を高めるために」	北見市	北海道北見市児童相談所	与那霸・てい子・トウシー(米国ニュージャージー州精神保健センターケースマネージャー・性犯罪被害者対象セラピスト)
11月6・7日	「相談援助技術を高めるために」	日立市	日立市らぼーる協会	後藤裕(心療内科ネルフエンクリニック・精神科医) 鮎川葉子(エイスを伝えるネットワークTENCAI代表)
11月12日	「相談援助技術を高めるために」	新居浜市	愛媛県新居浜市 男女共同参画課・ 新居浜市女性連合協議会	ショバ・アイヤール(マレーシアWAOソーシャルワーカー) ブリマ・デバラジエ(マレーシアWCCコンサルタント・トレーナー)
11月13～21日	「DV家庭に育つ子どもへの対応」	東京都		ショバ・アイヤール(マレーシアWAOソーシャルワーカー) ブリマ・デバラジエ(マレーシアWCCコンサルタント・トレーナー)
12月10日	「相談援助技術を高めるために」	柏崎市	柏崎市	北山秋雄(長野看護大学教授)
1月15・16日	「相談援助技術を高めるために」	島根市	島根県女性相談センター	米山奈奈子(東海大学助教授)
2月14～20日	「医療現場におけるDV被害の早期発見と対応」	東京都		エレイン・アルパート(アメリカのボストン大学・公衆衛生学博士・医師)

★ 以上のような事業の共催に関心がおありの自治体ご担当者は、アジア女性基金事務局までお問合せください。

## 2002年 日韓国民交流年企画

## 日本と韓国 過去の記憶と未来への対話

サッカーのワールドカップ後、日韓関係は大きく変わった。しかし歴史や過去の問題がある。そして日朝問題は途上。多様な意見、率直な討論、大局的な対話をめざす公開フォーラム、今回は「日本と韓国」を主題に開きました。

基金事業は、「慰安婦」とされた方々への償いの事業等とあわせて、アジア近隣の人びとの間で理解を深める課題ももっています。その趣旨にそって昨年11月16日、都内・上智大学を会場に開いた公開フォーラムは、日韓の現在を軸に過去と未来について率直に対話する場として、学生を中心に多くの参加者を得て開かれました。

前年度開いた「戦争の記憶と未来への対話～国際的視点から～」では日本とドイツの戦後をめぐって対話。その基本となった意図を引き継いだフォーラムです。

全体の司会をお願いした小倉紀藏・東海大学助教授は、NHKテレビの「ハングル講座」講師。留学したソウル大学で韓国哲学を専攻し、韓国社会の構造にせまる著作のある鋭い学者です。パネリストには年代や、専門、職業の違う人たちにお願いし、日韓の現在・過去・未来について、また感情や精神文化での共通性と違いなど、多角的に語り合っていただきました。アンケートでは、「日韓」の知らなかったことや視点を率直に受け止め、さらにこうした集まりを継続するよう期待する声が寄せられました。



## テーマ

1. W杯後の日韓関係、交流の変化をどのように見るか
2. 過去・歴史問題のこれまでの語り方、扱い方を、現在の視点から見直す
3. 日韓・これからのつきあい方、コミュニケーションのあり方

## パネリスト

小倉紀藏(東海大学助教授) 道上尚史(外務省経済局課長) 金恵京(早稲田大学大学院生) 李敬宰(高槻むくげの会会長)  
高崎宗司(津田塾大学教授) 饗庭孝典(早稲田大学講師) 伊勢桃代(アジア女性基金専務理事)=敬称略

## アンケートから

- ◆「民間交流」のきっかけになった
- ◆在日の体験を聞けた
- ◆多様な意見、真実を知る大切さ(青森からきた甲斐があった)
- ◆道上さんの最後のメッセージが印象的
- ◆在日コリアンの友人との関係を、もっと見直す機会になった
- ◆若い方が参加していることに興味津々(70歳)
- ◆多彩な人柄が出てよかった(20・女)
- ◆感情論の日韓関係しか見えなかつたのに対して歴史認識のギャップによる日韓関係を知って面白かった
- ◆歴史認識について多様な考え方を聞いてよかったです
- ◆いろいろな分野、パネリストでユニーク
- ◆もっと女性パネラーを
- ◆学識によらず個人の経験と主観による議論を意図したのがよかったです
- ◆在日の若い方、女性の話を聞いたかった
- ◆生の声に会えた
- ◆未来へ向かっているが過去の歴史問題を含めた話題は有益
- ◆民間次元で私たちがいますべきことを検討したい
- ◆歴史認識の乏しさを感じ、もっと勉強したいと思った
- ◆建設的方向をめざそうという姿勢に共感
- ◆外国のパネリストも呼んで
- ◆韓国人、日本人、在日のフォーラムを
- ◆テレビや新聞では物足りない部分が満たされた
- ◆パネリストが多様でたのしかった
- ◆過去、現在、未来の構成も理解しやすかった
- ◆韓国について知識がなくても解りやすかった
- ◆今まで知らなかつたことを学んだ。私たちの世代(19歳)が考えなければならないことは何かわかった気がする
- ◆歴史認識について白熱、複雑で議論が必要なことが理解され非常にすばらしいフォーラムだった
- ◆来た甲斐があった。何度も鳥肌がたつ感動
- ◆「民」レベルでの交流が大事だ
- ◆「東南アジア、東アジア」でのフォーラムをやってほしい

## 2002年度、アジア女性基金は、「女性に対する暴力」のない社会をめざし、事業を推進してきました。

### ポスター&小冊子

全国の自治体、女性センター、配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、児童相談所、警察、NGOなどに配布しました。

- 啓発ポスター「パパ、どうしてママをぶつる…」 ■女性に対する暴力Q&A
- 難民支援におけるジェンダーの視点 ■これって、暴力?(中学・高校の女子生徒向け)

### セミナー

女性に対する暴力の防止に関し、国民の理解を深めるための公開セミナーを開催。(12・14ページ参照)

### 調査・研究

「慰安婦」問題から現代の女性問題まで、女性の人権に関する問題の実情調査や研究会を実施し、自治体をはじめ公共機関に配布しました。

- DVに対する男性の意識とDV防止のための加害者教育に関する実情調査報告書
- 在日外国人女性による電話相談の実情調査報告書
- 女性の人権に関する大学生の意識調査報告書－韓国・台湾・中国・日本
- 大都市と農村地域におけるダメスティック・バイオレンスへの意識及び実態の比較調査報告書
- 2002年クマラスワミ国連特別報告者の翻訳報告

### 国際会議と公開フォーラム

暴力や人権侵害など、特にアジア・太平洋地域等における女性が直面している様々な被害の実態について意見交換をし、国際的な連携のもと、その回復・予防を図りました。

- 国際専門家会議「紛争と女性」(10ページ参照) ■第3回国際専門家会議「女性と司法」(11ページ参照)
- 日本と韓国 過去の記憶と未来への対話(15ページ参照)
- 国際ワークショップ「慰安婦」問題とアジア女性基金の償い事業(8ページ参照)

### 援助者育成のための研修会

国内外の専門家による援助者対象のスキルアップ研修と、自治体との共催による基礎的な研修会・ワークショップを開催しました。(13・14ページ参照)

### NGO支援事業：平成15年度の申請受付は4月1日～4月25日(申請書必着)

NGO支援事業では、女性の人権尊重・自立支援のために国際貢献の視点に立って活動する非営利の団体が実施する事業に対し、費用の一部を支援しています。問い合わせは、事務局またはホームページで。

今年度は、「ポコ・ア・ポコつくば」「かなりあしょっぷ」「セーブ・ザ・チルドレン」など、13団体に対する支援を行いました。女性にたいする暴力をテーマにしたものでは、援助者研修や講演会、被害者に対する自立支援プログラムの実施、ポスター製作など、さまざまな展開がありました。摂食障害をテーマとした講演会では、この問題は男性よりも女性に圧倒的に多いという事実をふまえ、その背景や改善のための提案など、当事者が参加しての語り合いが行われました。

アメリカ生まれの「自己防衛訓練プログラム」を紹介し、その広報ツールをつくった団体もあります。このほか、途上国における保健衛生の教育プログラムを実施した団体は、その運営にあたり、現地女性が率先して参画できるように工夫しました。

### 移転のお知らせ

移転先住所：〒102-0074 東京都千代田区九段南2-7-6 相互九段ビル4階

電話：03-3514-4071(代表) FAX：03-3514-4072